

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」の概要

中央教育審議会法科大学院特別委員会報告(平成21年4月17日)

本報告の趣旨

法科大学院教育の質の一層の向上を図るため、その質の保証のあり方について、以下の改善方策をとりまとめた。文部科学省は、この報告を踏まえ、各法科大学院に対して、速やかに改善に着手するよう促すとともに、改善状況についてフォローアップしていくこととする。

主な内容

現 状

第1 入学者の質と多様性

- ・志願者数の減少により、入学者選抜における競争性が不十分
- ・法学既修者の認定方法にバラツキ
- ・社会人、他学部出身の入学者の割合が漸減傾向

第2 修了者の質の保証

- ・一部の修了者が基礎的な理解や思考能力を十分身につけていないとの指摘
- ・法学未修者の合格率が法学既修者の半分
- ・司法試験合格者数が著しく少ない状態の続く法科大学院が一定数存在

第3 教育体制の充実

- ・法律基本科目の専任教員の確保が困難化
- ・一部の法科大学院に入学者の質、教員の確保、司法試験の合格状況に課題
- ・博士後期課程の進学希望者が減少

第4 質を重視した評価システムの構築

- ・認証評価機関の間で評価にバラツキがある、形式的な評価にとどまっているなどの指摘
- ・各法科大学院における情報公開が不十分

改善の方向性

- ①入学定員の見直しなどにより、入学者選抜における競争的な環境(競争倍率2倍以上)を確保
- ②適性試験の改善と総受験者の下位から15%程度の人数を目安とした統一入学最低基準の設定
- ③法学既修者認定の統一的運用による厳格化
- ④夜間コースや長期履修コースの拡充などによる社会人のアクセスしやすい環境の整備

- ①法科大学院生が修了時まで共通的に到達すべき目標の設定・評価の実施
- ②法律基本科目の量的・質的充実(法学未修者1年次の法律基本科目を6単位増加、法学既修者の法律基本科目の単位数の増加)
- ③成績・進級判定の厳格化(特に法学未修者1年次から2年次への進級判定)
- ④司法試験合格者数が著しく少ない法科大学院の抜本的見直し

- ①平成25年度まで認められている専任教員数のダブルカウントの暫定措置は延長しない
- ②平成22年度の入学定員の見直しや教育課程の共同実施・統合等の促進
- ③法科大学院の教員が博士後期課程の研究指導に携わるための制度的配慮や授業料免除、奨学金の充実
- ④ファカルティ・ディベロップメント(教員の職能開発)の充実

- ①到達目標の達成度、厳格な成績評価・修了認定、教員の業績・能力、司法試験の合格状況などを重点的に評価
- ②評価機関の間での不適格認定の内容・方法の調整
- ③各法科大学院における情報公開の促進
- ④改善の進捗状況のフォローアップ体制の構築